（青色申告をやめようとする場合の届出に関する経過措置）

第六条　新規則第六十六条（所得税法施行規則第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年分以後の所得税につき青色申告書の提出をやめようとする場合について適用し、令和七年分以前の所得税につき青色申告書の提出をやめようとする場合については、なお従前の例による。

（給与所得者の扶養控除等申告書等に添付すべき書類等に関する経過措置）

第七条　新規則第七十三条の二第三項第三号及び所得税法施行規則第七十四条の四（新規則第四十七条の二第六項第三号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について提出する同法第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び同法第百九十五条の二第三項に規定する給与所得者の配偶者控除等申告書について適用する。

（給与所得者の保険料控除申告書の記載事項に関する経過措置）

第八条　新規則第七十五条第一項の規定は、令和六年十月一日以後に提出する所得税法第百九十六条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用し、同日前に提出した同項に規定する給与所得者の保険料控除申告書については、なお従前の例による。

（納期の特例に関する承認の申請書に関する経過措置）

第九条　新規則第七十八条の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百十六条に規定する給与等及び退職手当等について適用し、同日前に支払うべき同条に規定する給与等及び退職手当等については、なお従前の例による。

（給与等の源泉徴収票に関する経過措置）

第十条　新規則第九十三条第二項の規定は、令和九年一月一日以後に提出すべき同条第一項に規定する給与等の源泉徴収票について適用し、同日前に提出すべき旧規則第九十三条第一項に規定する給与等の源泉徴収票については、なお従前の例による。

２　令和九年一月一日以後に提出すべき新規則第九十三条第一項に規定する源泉徴収票に係る新規則第九十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「枚数」とあるのは、「枚数（所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十二号）による改正前の所得税法施行規則第九十三条第二項各号（給与等の源泉徴収票）の規定に該当する同条第一項に規定する給与等に係る別表第六㈠の表の枚数を除く。）」とする。

（公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置）

第十一条　令和九年一月一日前に提出すべき旧規則第九十四条の二第一項に規定する公的年金等の源泉徴収票に係る同条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

２　令和九年一月一日以後に提出すべき新規則第九十四条の二第一項に規定する源泉徴収票に係る新規則第九十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「枚数」とあるのは、「枚数（所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十二号）による改正前の所得税法施行規則第九十四条の二第二項各号（公的年金等の源泉徴収票）の規定に該当する同条第一項に規定する公的年金等に係る別表第六㈢の表の枚数を除く。）」とする。

（源泉徴収票に係る電磁的方法による提供の承諾に関する経過措置）

第十二条　新規則第九十五条の二第二項（所得税法施行規則第百条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、新規則第九十五条の二第二項の給与等の支払をする者が施行日以後に行う同項に規定する通知について適用する。

（開業等の届出に関する経過措置）

第十三条　新規則第九十八条の規定は、令和八年一月一日以後に生ずる所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第二百二十九条に規定する事実について適用し、同日前に生じた改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第二百二十九条に規定する事実については、なお従前の例による。

（給与等の支払をする事務所の開設等の届出に関する経過措置）

第十四条　新規則第九十九条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、令和九年一月一日以後に生ずる新法第二百三十条に規定する事実について適用し、同日前に生じた旧法第二百三十条に規定する事実については、なお従前の例による。

（信託受益権の譲渡の対価の支払調書の書式に関する経過措置）

第十五条　新規則別表第五㈠に定める書式は、附則第一条第七号に定める日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に同項の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

２　前項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める調書に、新規則別表第五㈠に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十六条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「にあつては」を「には」に改める。

第十七条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和四年財務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）」を「所得税法施行規則」に、「新規則」を「所得税法施行規則」に改める。

附則第三条中「おける新規則」を「おける改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）」に改める。